

共同保育について

共同保育とは、円滑に民間事業者（寿翔永会）に事業を移管するために実施するものです。
特に、保育士などの入れ替わりや保育環境の変化による児童への影響を最小限にするために次のとおり実施します。

1. 実施期間 令和6年10月1日（火）～令和7年3月31日（月）
（調理：令和7年1月からを予定）
2. 実施方法等 各歳クラスに民間事業者採用（予定）の保育士が、市の保育士と共同で通常の保育をし、引き継ぐものです。ただし、市の保育士が民間事業者に採用予定（内定）となっている場合は、共同保育のための保育士の増員はありません。
共同保育の実施日数は月に16日以上としており、毎日ではありません。

3. 保育士等の配置予定

【平野保育園】

クラス等	共同保育の保育士等
5歳（ほし）	市保育士
4歳（りす・うさぎ）	市保育士
3歳（さくら、うめ、もも）	法人保育士
2歳（ひばり、あひる）	市保育士
1歳（すみれ）	市保育士
調理	法人調理員

【高丘保育園】

クラス等	共同保育の保育士等
5歳（ほし）	法人保育士
4歳（りす）	市保育士
3歳（さくら）	市保育士
2歳（あひる）	法人保育士
1歳（すみれ）	市保育士
調理	市調理員

4. その他

共同保育の法人保育士については、採用の都合により当初から配置されない場合もありますが、多くの市保育士が引き続き法人保育士として従事されることから、全体の引継ぎには問題ないと考えておりますので、ご了承願います。